

たのしみ未来

たのしみ未来

学資積立プラン

5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14) I型

# 契約概要／ 注意喚起情報

[ お申込みにあたって、生命保険募集人から、下記の点について口頭でご説明いたします。 ]

- ①「契約概要／注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ②給付金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載（「注意喚起情報 9」）された部分は特に重要ですので、必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申し込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載（「注意喚起情報 5」）されていますので、必ずご確認ください。

## 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後に契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。

この「契約概要／注意喚起情報」の記載は、2024年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

 **住友生命保険相互会社**

本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35  
電話 (06)6937-1435 (大代表)

(ホームページ) <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索

本書類

## 契約概要／注意喚起情報

**契約概要** (P1~7)

個別の商品内容(ご提案プラン)のうち、特に重要なことを記載しています。

**注意喚起情報** (P8~15)

生命保険一般についての基本的な内容や制度のうち、申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

## ご契約のしおりー定款・約款

「契約概要／注意喚起情報」に記載した内容の詳細、および申込みや契約後の各種取扱いについて記載しています。

※「ご契約のしおりー定款・約款」はWebでご覧いただくことができます。詳しくは、P18をご確認ください。

[引受保険会社]

 **住友生命**

# 契約概要

■この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

「注意喚起情報」および「ご契約のしおり-定款・約款」とあわせて、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

■「契約概要」に記載のお支払理由等は、概要や代表事例を示しています。

**詳細** お支払理由等の詳細および主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり-定款・約款」に記載していますのでご確認ください。

## → 1 | 引受保険会社について

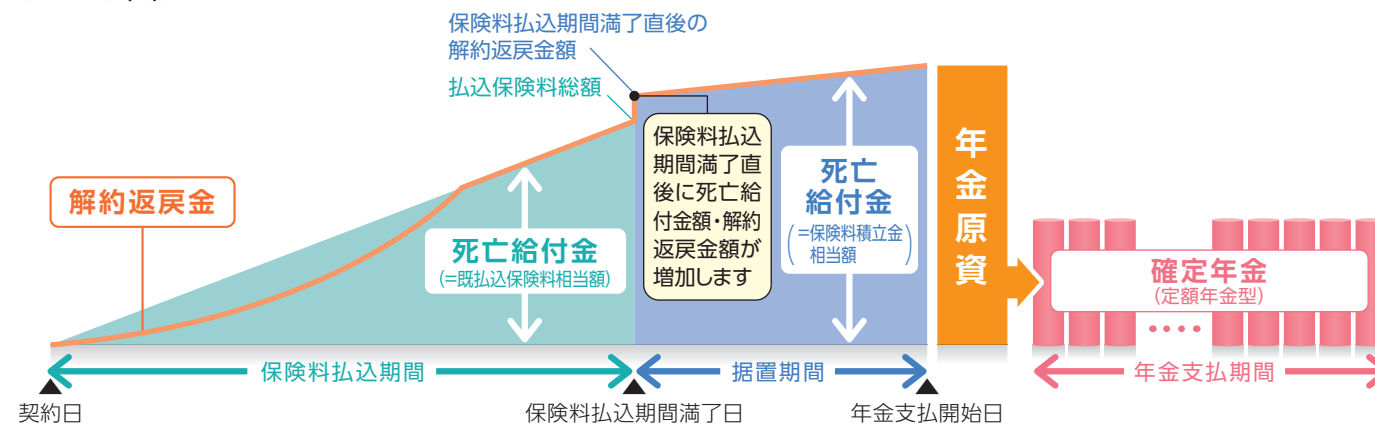
- 引受保険会社 **住友生命保険相互会社**
- 住所 本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
- 電話番号 ご契約後のお手続きは住友生命が行います。  
住友生命のお問合せ窓口 ☎0120-506154
- 参照 **参照** P15「注意喚起情報 13」をご確認ください。
- ホームページ   <https://www.sumitomolife.co.jp>

## → 2 | 商品の特徴について

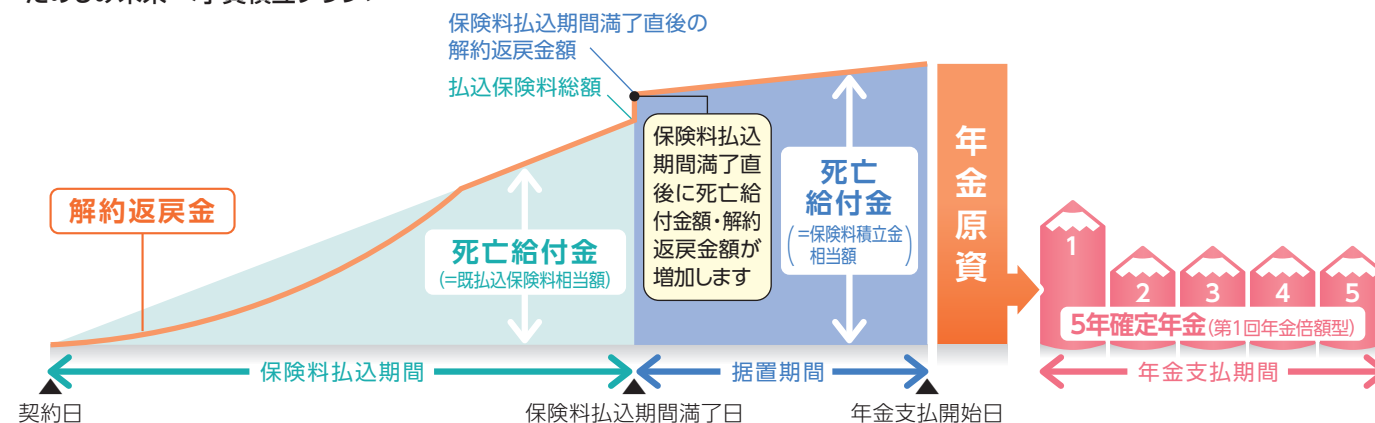
- 「たのしみ未来」「たのしみ未来<学資積立プラン>」は、「5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14)I型」の愛称です。
- 保険料払込期間中の死亡保障を既払込保険料相当額に抑えることで、年金受取額を大きくしている円建定額年金です。
- ライフプランにあわせて保険料払込期間や据置期間等を自在に設定でき、簡単な手続きでお申し込みいただけます(告知や医師の診査は不要です)。

■しくみ図(イメージ)は以下のとおりです。

たのしみ未来



たのしみ未来 <学資積立プラン>



## → 3 | 年金のお受取方法について

■年金支払開始日に被保険者が生存されている場合に年金をお受け取りいただけます。また、年金支払開始日前にお申し出いただくことにより、年金受取にかえて年金原資を一時金でお受け取りいただけます。

■ご契約時にお選びいただける年金種類は以下のとおりです。

商品	年金種類	内容
たのしみ未来	確定年金(定額年金型) ・5年確定年金 ・10年確定年金 ・15年確定年金	被保険者の生死にかかわらず、あらかじめ定めた期間(*1)、一定金額の年金をお支払いします。 (*1)5年間・10年間・15年間
たのしみ未来<学資積立プラン>	確定年金(第1回年金倍額型) ・5年確定年金	被保険者の生死にかかわらず、あらかじめ定めた期間(*2)、第1回年金は基本年金額の倍額をお支払いし、2回目以降は基本年金額をお支払いします。 (*2)5年間

- ・住友生命の定めるところにより、年金支払開始時に年金種類を変更することができます。
- ・「たのしみ未来」については住友生命の定めるところにより、年金支払開始時に年金総額保証付終身年金に変更することができます。年金支払開始時に、保証期間付終身年金移行特約を付加いただけます。

**参照** P5・6「契約概要 6」をご確認ください。

■年金支払開始日以後、解約のお取扱いはできません。ただし、年金支払開始日以後、一時金でのお受け取りを希望される場合は、残存年金支払期間(\*3)中の未払年金の現価に相当する金額を一時金でお受け取りいただけます。この場合、年金支払の際に、年金額に応じた費用を控除するため、すでにお支払いした年金の累計額と一時金額の合計額が年金原資や払込保険料総額を下回ることがあります。

(\*3)年金総額保証付終身年金の場合は残存保証期間

**詳細** 基本年金額等については、「ご提案内容説明書」をご確認ください。

## → 4 | 保障内容について

		お支払理由・金額	受取人
年金支払開始前	死亡給付金(*)	<p>&lt;保険料払込期間中&gt; 被保険者が死亡されたとき、既払込保険料相当額をお支払いします。</p> <p>&lt;据置期間中&gt; 被保険者が死亡されたとき、将来の年金支払のために積み立てた金額(保険料積立金相当額)をお支払いします。</p>	死亡給付金受取人
年金支払開始後	年金	年金支払開始日に被保険者が生存されている場合に年金をお受け取りいただけます。	年金受取人

(\*) 死亡給付金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

■ 死亡給付金等のお支払いについて、死亡給付金受取人の故意によるもの等 **お支払いできない場合があります。**

**詳細** 死亡給付金等をお支払いできない場合について詳細は、P13「注意喚起情報 9」および「ご契約のしおりー定款・約款」の『死亡給付金などをお支払いできない場合』をご確認ください。

■ **この保険は被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。**

<学資積立プランについて特にご留意いただきたい点>

■ **この保険は契約者が死亡されたとき、および高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや保険料払込免除のお取扱いはありません(契約者が死亡されたとき、ご契約を継続いただくためには新たに契約者を設定いただき、以後の保険料のお払込みをしていただく必要があります)。**

## → 5 | ご契約の諸基準について

	たのしみ未来	たのしみ未来<学資積立プラン>
契約年齢(*1)(*2)	0歳~75歳(被保険者の満年齢)	0歳~8歳(被保険者の満年齢)
保険料払込期間(*2)	10年~50年	10年~18年
保険料払込期間満了年齢	19歳~85歳	10歳~18歳
据置期間	0年~15年	0年~8年
年金支払開始年齢	19歳~85歳	10歳~18歳
保険料払込方法(*3)	月払い・年2回払い・年1回払い・全期前納(*4)(*5)	
保険料払込経路	口座振替扱い(*6)・クレジットカード扱い(*7)	
取扱単位	保険料建て：千円単位 年金建て：万円単位	
最低年金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本年金額20万円以上かつ月払保険料(*8)5,000円以上</li> <li>ただし、5年確定年金(定額年金型)かつ保険料払込期間20年以下の場合は基本年金額30万円以上かつ月払保険料(*8)8,000円以上</li> </ul>	基本年金額20万円以上
最高年金原資(*9)	15億円	

(\*1) 契約年齢は契約日時時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢(契約時の満年齢)に1歳ずつ加えて計算します。

(\*2) 金利情勢によっては、お取り扱いできない年齢、保険料払込期間があります。

(\*3) **保険料の払込方法(回数)が年2回払い、年1回払いのご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合には、未経過期間に対応する保険料相当額を払い戻します。**

(\*4) 全期前納とは保険料払込期間満了時までの年1回払保険料を全期間分お払い込みいただく方法です。まとめてお払い込みいただきますので、保険料(前納保険料)は住友生命所定の割引率(前納割引率)で割り引かれます。前納保険料は住友生命所定の積立利率(前納積立利率)を付して住友生命が積み立て、毎年の契約応当日が到来するごとに、その年の年1回払保険料に充当します(前納割引率および前納積立利率は、金利水準等の状況変化などにより変わることがあります)。なお、**ご契約後に前納残高(一部または全額)の取崩しはできません。**当初の割引率と積立利率との間に差が生じ、返還金がある場合には、保険料払込期間満了時に一時金でこの差に相当する金額を返還します。ただし、個人年金保険料制適格特約('90)を付加する場合は、前納期間満了時から年金支払開始日前日まで利息をつけて据え置いておき、年金原資に充当します。**ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合、前納残高があれば死亡給付金または解約返戻金等とあわせて払い戻します。また、1年未満の未経過期間に対応する保険料相当額がある場合もあわせて払い戻します。**

(\*5) 金利情勢によっては、全期前納をお取り扱いできない場合があります。

(\*6) 第1回保険料は振込みでお払い込みいただけます。

(\*7) クレジットカード扱いは月払いのみのお取り扱いとなります。

(\*8) 年2回払い・年1回払いの場合は、それぞれ月払いに換算した金額です。

(\*9) 同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合は、記載の金額までご加入いただけないことがあります。

■ **次の事項についてはお申込みの際の申込書をご確認ください。**

**保険料(金額、払込期間、払込方法、払込経路) / 年金額 / 年金受取方法 / 年金支払開始年齢 / 付加している特約 / 被保険者の性別・生年月日**

<たのしみランクについて>

■ **ご契約の月換算保険料に応じて「たのしみランク」が適用されます。この場合「たのしみランク」の適用がない契約より、保険料に対する年金額の割合が高くなります(\*10)。**

ランク	たのしみランク 1.5万	たのしみランク 3.0万
月換算保険料	15,000円以上、30,000円未満	30,000円以上(*11)

(\*10) 月換算保険料が15,000円未満の場合は「たのしみランク」が適用されません。

(\*11) 月換算保険料が30,000円以上の場合、保険料に対する年金額の割合が「たのしみランク1.5万」より高くなります。

・月換算保険料は「たのしみランク」適用前の保険料で判定します。年1回払い、年2回払いの場合は、それぞれ月払いに換算した金額です。

・契約内容の変更(年金額の減額)により、「たのしみランク」が適用されなくなったり、適用される「たのしみランク」が変更されることがあります。

・当資料では「保険料割引制度」に愛称名を付与して「たのしみランク」と表記しております。なお、「ご契約のしおりー定款・約款」では「保険料割引制度」と表記しております。

**詳細** ご提案時に適用される「たのしみランク」は、「ご提案内容説明書」をご確認ください。



## → 6 | 特約等のお取扱いについて

- 住友生命所定の範囲内でのお取扱いになります。
- 「たのしみ未来」「たのしみ未来<学資積立プラン>」共通のお取扱いは以下のとおりです。

スミセイのご家族アシストプラス	
ご家族登録サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●契約者が問い合わせできなくなった場合に、あらかじめ登録したご家族が、ご契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。ただし、被保険者のセンシティブ情報(*1)は照会できません。 (*1)被保険者の傷病名・手術名等の情報をいいます。</li> <li>●登録したご家族による代理のお手続きはできません。契約者や被保険者がお手続きできない場合にご家族が代理のお手続きを行うには、保険契約者代理特約・被保険者代理特約のお申込みが必要です。</li> <li>●ご家族を登録(変更)する際は、被保険者および登録するご家族の同意が必要になります。</li> </ul> <p><b>詳細</b> 「ご契約のしおり-定款・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。</p>
保険契約者代理特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●契約者が、傷害または疾病により保険契約に関するお手続きをする意思表示ができないなどの場合、契約者に代わってあらかじめ指定した契約者代理人が、住友生命所定のお手続きを行うことができます。</li> <li>●契約者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただし契約者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。</li> </ul> <p>住所変更、基本年金額の減額、解約等の契約者が行うご契約に関するお手続き(*2)</p> <p>(*2)契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含まれます(被保険者が受取人となる年金等の請求手続きは除きます)。</p> <p>ただし、次のお手続きは代理手続きの対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金等の受取人の変更</li> <li>・保険料払込中でないご契約における契約者の変更</li> <li>・契約者代理人の変更</li> <li>・据え置いて受け取る方法が選択されたことにより、据え置かれた給付金等の請求</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症(器質性認知症)または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です。 ※年金等の請求手続きには同意は不要です。</li> <li>●契約者代理人が不要となった場合は保険契約者代理特約を解約できます。また、契約者が死亡されたときなどには保険契約者代理特約は消滅します。</li> </ul> <p><b>詳細</b> 「ご契約のしおり-定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』をご確認ください。</p>
被保険者代理特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者が受取人となる年金などについて、被保険者が傷害または疾病により請求する意思表示ができないなどの場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した被保険者代理人が、年金などを請求することができます。</li> <li>●被保険者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただし、被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において、所定の要件を満たしていることが必要です。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金(年金受取人と被保険者が同一人の場合)</li> <li>・配当金(契約者と被保険者が同一人であり、かつ、保険契約者代理特約が付加されていない場合)</li> </ul> <p><b>詳細</b> 「ご契約のしおり-定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』をご確認ください。</p>
後継年金受取人指定特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年金支払開始日以後にこの特約を付加することにより、年金受取人が年金支払開始日以降に死亡したときに、年金受取人が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した後継年金受取人が、その年金受取人の権利および義務のすべてを引き継ぎ、以後の年金受取人となることができます。</li> </ul>

- 「たのしみ未来」のみのお取扱いは以下のとおりです。  
以下2つの特約は「たのしみ未来<学資積立プラン>」には付加できません。

保証期間付 終身年金移行特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年金支払開始時にこの特約を付加することにより、ご契約時に選択された年金にかえて被保険者が生存されている限り、一生涯年金をお支払いします。 年金種類は年金総額保証付終身年金となり、被保険者が死亡された場合でも、年金のお支払総額が年金原資相当額に達するまでの期間(保証期間)は引き続き年金をお支払いします。</li> <li>●保証期間や年金額は、年金支払開始時にその時点の計算基礎率(予定利率、予定死亡率等)に基づいて設定します。</li> <li>●基本年金額が会社の定める金額を下回る場合または年金支払開始日における被保険者の年齢が会社の定める範囲外の場合は、保証期間付終身年金移行特約を付加することができません。</li> </ul>
個人年金保険料 税制適格特約(90)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所定の要件(*3)を満たす場合、個人年金保険料税制適格特約(90)を付加いただくことができます。 (*3)所定の要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金受取人は保険契約者またはその配偶者のいずれかであること</li> <li>・年金受取人は被保険者と同一であること</li> <li>・保険料払込期間が10年以上あること</li> <li>・年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間が10年以上であること</li> </ul> </li> <li>●この特約を付加された場合、<b>「基本年金額の減額による解約返戻金のお支払いや配当金のお引き出しが制限されること」</b>ならびに<b>「年金受取人の変更ができないこと」</b>など5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14)普通保険約款とは異なるお取扱いとなります。なお、この特約のみの解約はできません。</li> </ul> <p><b>詳細</b> P11「注意喚起情報 7」および「ご契約のしおり-定款・約款」の『個人年金保険料控除について』をご確認ください。</p>

次ページにつづく

## → 7 配当金について

- 配当金は、5年ごとに通算して資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。
- 配当金は経済情勢等により変動し、資産の運用実績によってはゼロとなる場合もあります。
- 配当金を住友生命所定の利率で積み立てたものが積立配当金です。この利率は金利水準等の状況変化などにより変動します。
- この配当金は、年金支払開始日の前日まで積み立て、年金の増額にあてます。
- 年金支払開始日以後の配当金のお支払方法は、年金のお支払いに関するご案内をお届けした際、以下の方法からお選びいただけます。
  - 年金の買増しに充当する方法(上乘せ年金)
  - 利息をつけて積み立てる方法
  - 年金とともに支払う方法

## → 8 解約返戻金について

- 解約返戻金とは、ご契約を解約された場合などに契約者に払い戻されるお金のことをいいます。この保険は、ご契約時に将来の解約返戻金額が確定します。
- 解約返戻金額は、ご契約後一定期間は既払込保険料を下回ります。保険料払込期間、据置期間中の解約返戻金額については以下のとおりです。

期 間	金 額
保険料払込期間中	死亡給付金(既払込保険料相当額)を限度とします。そのため、住友生命が将来の年金支払のために積み立てた金額(保険料積立金)が死亡給付金を上回った場合でも、解約返戻金は保険料積立金を下回ります。
据置期間中	保険料積立金相当額となります。

## → 9 保険料の計算基準日について

- 保険料の計算基準日とは、契約年齢などの計算の基準となる日(契約日)をいいます。
- ご契約のお引受けを住友生命が承諾した場合、第1回保険料のお払込みが完了した時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。年2回払い・年1回払いのご契約は責任開始日が契約日となりますが、月払いのご契約の場合は、責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。

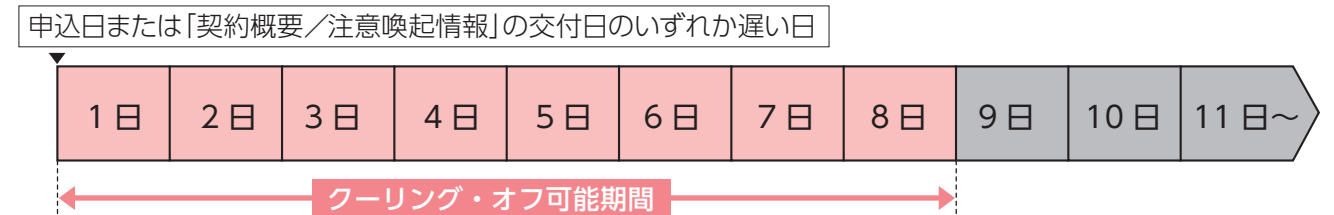
# 注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたいことを記載しています。「契約概要」および「ご契約のしおりー定款・約款」とあわせて、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 特に死亡給付金などをお支払いできない場合(P13 **9**)など、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。
- また、現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、必ずご確認ください。(P10 **5**)

**申し込み時(クーリング・オフ制度)**

→ 1 申込日または「契約概要／注意喚起情報」の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録(\*)によりクーリング・オフができます。

・「クーリング・オフ」とは、ここでは「申込みの撤回」および「契約の解除」のことをいいます。



- (\*)電磁的記録による申し出の主たる窓口として住友生命ホームページに専用フォームを設置しています。
- クーリング・オフは、書面または電磁的記録により申し出ることができます。この場合、すでに払い込まれた金額を払い戻します。なお、親権者(または後見人)の同意が必要な契約の場合、電磁的記録によりお申し出いただいた際には、別途親権者(または後見人)の署名を書面でご提出いただく必要があります。一度の手続きを希望される場合は、書面で申し出をしてください。書面には親権者(または後見人)の氏名(署名)もあわせて記入してください。

**申し出方法**

<書面の場合>  
書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりクーリング・オフ可能期間(8日以内)に住友生命本社あてに送付してください。

住友生命本社のおて先	〒540-8512 大阪市中央区城見1丁目4番35号 住友生命 代理店契約室
書面に記入していただく必要事項	申込者または契約者等の氏名(署名)、生年月日、住所、電話番号、保険商品名、募集代理店名、保険契約をクーリング・オフする旨 <保険料を払込み済みの場合> (契約者本人名義の返金先口座を記入してください。) 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義

次ページにつづく



### <電磁的記録の場合>

クーリング・オフ可能期間(8日以内)に申し出をしてください。なお、住友生命ホームページの専用フォームからの申し出の場合は、住友生命から受付完了メールを送付しますので、申し出後に受付完了メールが届いたことを確認してください。

【専用フォーム】 <https://sumitomolife.dga.jp/form/coolingoff.html>

- なお、申込者または契約者が法人(会社等)の場合などは、**クーリング・オフはできません。**

**詳細** クーリング・オフ制度について詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」の『クーリング・オフ制度』をご確認ください。

## → 2 申込み時(告知) 告知は不要です。

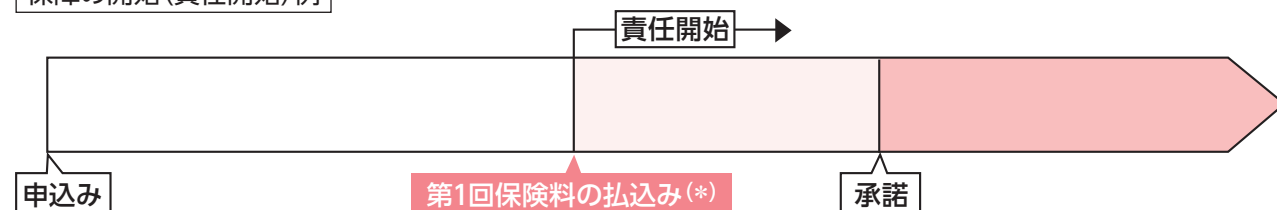
- 本商品の契約にあたっては、健康状態などの告知は不要です。  
・告知とは、被保険者の健康状態や過去の傷病歴など、住友生命がおたずねすることをありのままに正しくお知らせいただくことです。
- 被保険者が病院等の医療機関に入院中の場合や、余命宣告を受けている場合には、**申込みをお断りさせていただきます。**  
※被保険者が医療機関以外の施設へ入居して医療行為を受けている場合等も同様に取り扱います。

## → 3 申込み時・請求時(確認訪問) 申込内容などの確認のために訪問することがあります。

- 住友生命の確認担当職員または住友生命が委託した確認担当者が、申込内容、給付金の請求内容等の確認のために訪問することがあります。
- 契約の際に、運転免許証等で、ご本人であることを確認します。

## → 4 申込み時(保障の開始) 住友生命が契約の申込みを承諾した場合には、 第1回保険料の払込みが完了した時から 契約上の保障を開始(責任開始)します。

### 保障の開始(責任開始)例



募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約の締結を媒介する者で、申込みを承諾する権限がありません。したがって、保険契約は、住友生命がお客さまからの契約の申込みを承諾した時に成立します。

(\*)第1回保険料をクレジットカードで払い込む場合は、クレジットカードが有効であることなどの確認を住友生命が行った時となります。

### 申込み時(現在の契約を解約・減額して申し込む場合)

## → 5

現在の契約を解約・減額して、  
本商品(新たな契約)の申込みを検討している場合は、  
契約者にとって不利益となる可能性がある点について  
ご確認ください。

- 現在加入の契約によって異なりますが、多くの場合、解約・減額時の解約返戻金額は、既払込保険料を下回ります。また、解約返戻金がまったくない場合もあります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 現在の契約と本商品(新たな契約)の予定利率等は異なることがあります。  
なお、**予定利率の低下等により、保険料が高くなる場合があります。**
- 本商品(新たな契約)の保障を開始(責任開始)する前に現在の契約を解約された場合、保障のない期間が発生することがあります。
- 解約・減額された契約を元に戻すことはできません。
- 現在の契約を解約・減額することなく、特約の中途付加・追加契約等の方法により保障内容の見直しができることもあります。お客さまご自身でも解約する商品(現在の契約)と本商品(新たな契約)の相違点や類似点を十分ご確認のうえお申し込みください。

### 契約後(保険料の払込みがない場合)

## → 6

猶予期間内に保険料の払込みがない場合、  
契約の効力がなくなることがあります。(失効)  
失効した場合でも、失効後3年以内であれば、  
契約の復活を請求できます。

- 保険料は保険料払込期月中にお払い込みください。保険料払込期月中に払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間があります。
- 猶予期間内に払込みがないと、契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなり(失効)、**死亡給付金などのお支払いができなくなります。**  
ただし、払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合でも、あらかじめ反対(保険料の立替えを希望しない旨)の申し出がない限り、解約返戻金の所定の範囲内で住友生命が自動的に保険料の立替えをします。この場合、立替金には所定の利率で利息がかかります。(複利計算)
- 保険料の立替えまたは契約者貸付を受けられた場合で、立替金および貸付金の元利合計額が解約返戻金額をこえるときは、その旨を契約者に通知しますので、住友生命所定の金額をお払い込みください。払込みがない場合、住友生命の定める期間を経過した後に契約の効力がなくなり(失効)、**死亡給付金などのお支払いができなくなります。**
- 失効した場合でも、失効後3年以内であれば、契約の復活を請求できます。復活時には延滞した保険料(およびその利息)の払込みが必要です。

**詳細** 復活の手続き、責任開始期などについて詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」の『失効(ご契約の効力がなくなる場合)』について』をご確認ください。

## → 7

### 契約後(解約と解約返戻金)

契約を途中で解約した場合の解約返戻金額は、  
契約後一定期間、既払込保険料を下回ります。

- 払込保険料は預金とは異なり、一部は給付金などのお支払いや生命保険事業の運営にあてるため、契約を途中で解約すると、**解約返戻金額は、契約後一定期間、既払込保険料を下回ります**。また、同様に、基本年金額を減額する場合も、**解約返戻金額は、減額部分に対する既払込保険料相当額を下回ります**。
- この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金額の上限を死亡給付金額(既払込保険料相当額)とするしくみで保険料を計算しているため、**住友生命が将来の年金支払のために積み立てた金額(保険料積立金)が死亡給付金額を上回った場合でも、解約返戻金は保険料積立金を下回ります**。
- 解約返戻金は、保険の種類・契約時の年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、**特に契約して短期間で解約(または基本年金額を減額)すると、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです**。
- 個人年金保険料税制適格特約('90)を付加された場合、基本年金額の減額に伴う解約返戻金は住友生命所定の利率で年金支払開始日まで積み立て、年金の増額にあてます(そのため、**基本年金額の減額時に解約返戻金を受け取ることはできません**)。なお、この特約のみの解約はできません。

## → 8

### 契約後(スミセイのご家族アシストプラスについて)

スミセイのご家族アシストプラスには、ご家族登録サービス、  
契約者代理制度、被保険者代理制度があります。  
各制度に申し込む場合には、制度の内容について  
十分にご確認ください。

- ご家族登録サービスには、契約者が問い合わせできなくなった場合等にあらかじめ登録したご家族が、契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。
  - ご家族登録サービスでは、登録したご家族による代理の手続きはできません。契約者や被保険者が手続きできない場合にご家族が代理の手続きを行うには、契約者代理制度・被保険者代理制度の申込みが必要です。この場合、保険契約者代理特約・被保険者代理特約を付加いただきます。
- **詳細** ご家族登録サービスについて詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。
- 契約者代理制度とは、契約者が契約に関する手続きをする意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した契約者代理人住友生命所定の手続きを行うことができる制度です。
  - 住友生命所定の手続きとは、住所変更、基本年金額の減額、解約等の契約者が行う手続きをいいます。ただし、年金等の受取人の変更など、**一部対象外となるものもあります**。
  - 契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症(器質性認知症)または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた以後は、**契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です(\*)**。  
(\*)年金等の請求手続きには同意は不要です。
  - 契約者や契約者代理人が死亡されたときなどの場合には、保険契約者代理特約は消滅します。
  - 将来、契約者の意向に沿った手続きを契約者代理人が円滑にできるように、契約者から契約者代理人に、事前に契約内容や契約者がご自身で手続きができない場合に契約者代理人が代理することができる手続きの内容などをご説明ください。
- **詳細** 契約者代理人による代理手続きの対象となる場合や手続きの詳細、保険契約者代理特約が消滅する場合について詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『(1) 保険契約者代理特約』をご確認ください。
- 被保険者代理制度とは、被保険者が受取人となる年金などを請求する意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した被保険者代理人が年金などの請求を行うことができる制度です。
  - 年金などの円滑な請求のためにも、契約者から被保険者代理人に、事前に契約内容などをご説明ください。
- 契約者代理人・被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。
- **詳細** 契約者代理人・被保険者代理人の所定の要件について詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『契約者代理人・被保険者代理人について』をご確認ください。

## → 9

### 請求時 (お支払いできない例)

死亡給付金などの支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

#### 死亡給付金などをお支払いできない場合の例

- 死亡給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの重大事由により契約が解除された場合
- 保険料の払込みがなく、契約が失効した場合
- 詐欺により契約が取り消された場合や、死亡給付金などの不法取得目的があつて契約が無効になった場合  
(なお、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。)
- 死亡給付金の免責事由に該当した場合  
(例：責任開始日または復活日から起算して3年以内の自殺によるとき、受取人などの故意によるときなど)

## → 10

### 請求時 (手続きとお願い)

お客さまからの請求に応じて、死亡給付金などをお支払いします。支払理由が生じたときだけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合や不明な点が生じたときなども、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。

- 請求手続きに際して、他に加入している住友生命の契約についても、お支払いの対象となる場合がありますので、不明な点があるときは、お客さま自身で判断せず、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。  
(連絡の際には、被保険者の傷病名や障害状態等をあらかじめご確認ください。)
- 手続きに関するお知らせなど、重要な案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更された場合は必ずご連絡ください。

#### 詳細

- ・支払理由、請求手続きなどについて詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『特徴としくみ』『死亡給付金などのご請求手続きの流れ』をご確認ください。
- ・契約内容の変更について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『受取人・住所などの変更手続き』をご確認ください。

## → 11

### 諸制度 (相互会社制度)

相互会社の社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがあります。

- 住友生命は「相互会社」です。契約者が会社の構成員すなわち「社員」となります。
- 住友生命は、保険業法に基づき、株式会社の株主総会にあたる意思決定機関として「総代会」を設置しています。社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがある一方、保険料の払込義務があります。

## → 12

### 諸制度 (経営破綻時などの取扱い)

生命保険会社が経営破綻した場合などには、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 住友生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。





## Web版「ご契約のしおりー定款・約款」のご案内

「ご契約のしおりー定款・約款」は、Webでご覧いただくことができます。紙資源の使用削減による環境負荷軽減のため、是非Webでご覧ください。

※同じ内容の冊子を希望される場合は、募集代理店の担当者にお申し出ください。

### Webでの閲覧方法

#### ●QRコードから閲覧する場合



スマートフォン等でQRコードを読み取ってください。

URL <https://inscloud.jp/ak/?dc=0124042459>

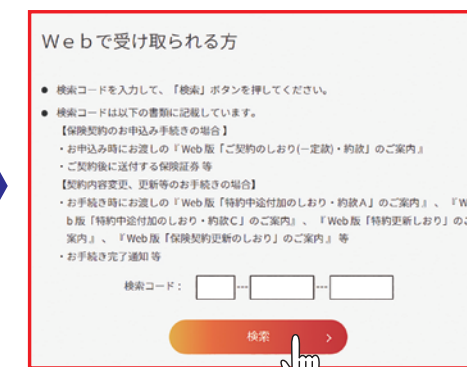
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

#### ●住友生命ホームページから閲覧する場合

①住友生命ホームページ  
(<https://www.sumitomolife.co.jp>)  
にアクセスし、「しおり・定款・約款一覧」  
を押します。



②「Webで受け取られる方」に  
下記の検索コードを入力し、検索ボタンを押します。



※ホームページ画面のデザインやボタンの場所等は今後変更となる場合があります。

検索コード **01 - 2404 - 2459**

#### ●ご契約後に「ご契約のしおりー定款・約款」冊子を希望される場合は、住友生命のお問合せ窓口までご連絡ください。

住友生命のお問合せ窓口 ☎ **0120 - 506154**

〈受付時間〉月～金曜日:午前9時～午後6時/土曜日:午前9時～午後5時(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

- ・証券番号(お客さま番号)をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ・ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。



「ご契約のしおりー定款・約款」は、ご契約に伴う大切な事項を記載したものです。ご契約後にご覧いただく際にも、上記の検索コードが必要となりますので、**本ご案内は大切に保管してください。**  
(QRコードおよび検索コードは、ご契約後に送付する保険証券にも記載しています。)